

知っていますか？ 屋外広告物のルール 問 都市政策課 小林 TEL 22-1321

「屋外広告物」って何？

屋外広告物とは、屋外で表示されているもので、広告塔、広告板、建物そのほか工作物などに掲示するものや看板、ポスター、立看板、のぼり、電光ニュースなどのことをいいます。



安全点検をしていますか？

近年、老朽化などによる屋外広告物の落下、倒壊の事故が多数発生しています。安全確保のためには、広告主、広告業者、場所を提供する地権者の方々による適切な点検が不可欠です。

屋外広告物にはルールがあります

多治見市では、まちの美観を守ること、また広告物の倒壊・落下や見通しを妨げることによる危険から歩行者や車を守るため、「多治見市屋外広告物条例」に基づいてルールを定め、屋外広告物の規制や指導を行っています。

- ☆多治見市全域は、屋外広告物を掲出するのに許可が必要となる「許可地域」です
- ☆原則全ての屋外広告物について、設置する前に「許可」申請が必要です



あなたが設置している屋外広告物は許可を受けていますか？

目の健康チェックをしましょう

10月10日は「目の愛護デー」です。この機会に、目の健康チェックをし、病気の早期発見・早期治療をしましょう。



目の愛護デー 講演会『子供の眼』

時 10月7日(日)
10:00～11:00

場 ヤマカまなびパーク
学習館 7階多目的ホール

対 どなたでも
※未就学児童の入場はご遠慮ください

定 200人

講師 佐藤美保氏
(浜松医科大学医学部病院教授)

申込方法 9月3日(月) 8:30から電話または窓口で



ライオンズ眼科検診

目の愛護デーにちなんでライオンズクラブ寄贈機器による眼圧検査、眼底検査、簡易視野検査を受けることができます。

時 10月9日(火)～12日(金) 10:00～15:00

場 駅北庁舎 3階保健センター

対 眼科検診の受診機会がない35歳以上の方
※眼科通院中の方は不可。本年度検診を受けない方のみ

※医師の診察はありません

定 100人 ※検診無料

申込方法 9月3日(月) 8:30から電話または窓口で

市HPでは休日眼科健診の情報などをお知らせしています。
<http://www.city.tajimi.lg.jp/iryu/kenko/kenkoshinsa/sonota.html>



申問 保健センター 成人グループ
TEL 23-5960